

最高裁大法廷判決に対する弁護団声明

本日7月3日、最高裁判所大法廷（戸倉三郎裁判長）は、裁判官の全員一致で、旧優生保護法により強制不妊手術を受けた被害者に対して国に損害賠償金の支払いを命じる判決、仙台の事件については高裁で被害者の請求を認めなかった判決は誤りであり損害についてさらに検討すべく高裁で審理をやり直すべきという判決をそれぞれ言い渡しました。

判決は、旧優生保護法は「立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても正当とはいえないことは明らか」であり「個人の尊厳と人格の尊重の精神に明らかに反する」などとし、旧優生保護法が憲法13条、14条1項の定め違反していると述べました。

手術を受けた被害者たちは、子どもを作れない身体にされただけでなく、法律で「劣った子孫」とよばれました。このことは、障害のある人が今なお社会の中で差別される原因を作りました。

国はこれまで、手術は法律によって行ったのだから、責任はないと言い続けてきました。裁判になってからも、手術を受けてから20年以上過ぎての裁判なので、責任はなくなった、と争ってきました。

これに対して判決は、責任が20年で消えたとするのは、「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができ」ず、「信義則に反し、権利の濫用として許されない」として国の言い分を認めませんでした。最高裁判所が、国による非人道的な人権侵害行為を直視し、人権保障の砦としての役割を果たしたものです。

今日の判決は、被害を受けた多くの人びとのうち、たった11人について出されたものですが、国の旧優生保護法と強制不妊手術が憲法に違反する人権の侵害であり、国は今なおその責任を取っていないことを指摘しました。この判決は、従前の最高裁判例をも変更し、これまでに提訴していない被害者も含むすべての被害者について被害回復が果たされるべきものと前面に打ち出したものであり、かかる最高裁の判断を重く受け止めるべきです。

私たちは、国に対し、今日の判決をスタートとして、これまで声を上げることができなかった多くの被害者についても国が責任を果たすことを求めていきます。

旧優生保護法は障害のある人を「劣った人」とみなし、差別する社会を作ってきました。この判決をきっかけに、障害者権利条約が求める偏見と差別をなくしていく取り組みが、より一層進むことを求めます。

そして私たち弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想及び障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動をします。

2024年 7月 3日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦